

会議名 (審議会等名)		平成25年度 第1回 川西市産業ビジョン推進委員会	
事務局 (担当課)		市民生活部 産業振興課 内線(2543)	
開催日時		平成26年3月24日(月) 15時00分～16時50分	
開催場所		市役所4階 庁議室	
出席者	委員	佐々木 保幸(委員長) 川口 星美、望月 潔、片岡 英夫、西田 佐智夫 福本 昭夫、藪内 玲子、木原 恵美子 (欠席者) 野平 淳一郎	
	その他		
	事務局	大森 直之(市民生活部長)、大屋敷 信彦(生活活性室長)、 中西 成明(産業振興課長)、人見 巖(産業振興課長補佐)	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		(1)産業ビジョンにおける平成25年度の取り組み状況について (2)川西市提案公募型地域経済活性化事業審査会の設置について	
会議結果		会議録のとおり	

審 議 経 過

(事務局)

みなさん、こんにちは。年度末で大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、平成25年度第1回川西市産業ビジョン推進委員会を開催いたしたいと思います。まず、本日の委員会は、委員9名のうち、8名の方のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。それではまず、佐々木委員長の方から一言ご挨拶よろしく願いいたします。

(委員長)

あらためまして、みなさんこんにちは。先週まではちょっと寒い日が続いていましたが、一気に暖かくなりまして、駅から歩いてくるときも汗ばむような陽気になってまいりました。本当に年度末のお忙しところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

昨年度末は、皆様のお手元にありますこの産業ビジョンの方をご討議いただきまして、まことにありがとうございました。本日は、それから一年が経過してきた中で、どこまで、新規取組などが取り組んでいるのか。そのあたりを精査していただき、ご意見等をいただきたいと思います。また、具体的に新しい事業提案なども盛り込まれていますので、その点につきましても、熱心にご討議の方をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、簡単ですが、これであいさつにさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これより委員長に議事進行を務めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、次第に基づきまして、本日の議事を進めて参りたいと思います。それでは、まず一番目の産業ビジョンにおける平成25年度の取り組み状況について説明の方をよろしく願いいたします。

(事務局)

説明させていただきたいと思います。資料の確認の方をさせていただきたいと思います。レジュメの方、平成25年度第1回川西市産業ビジョン推進委員会の一枚ものと、資料1という資料と、それに付随しまして参考資料がついております。それと資料2という資料、それから閲覧用ということで本日産業ビジョンを配付させていただいております。手元にない方お伝えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは座って説明させていただきます。

それではまず、本産業ビジョンにつきましては、本日初めてビジョンの方に出られた方もおられると思いますけれども、本年度を初年度とします第5次川西市総合計画の策定に合わせまして、本市の産業振興の指針となるもので、計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間としておりまして、今後社会経済の動向等を見極めつつ、必要に応じて適宜見直しをして参りたいと考えております。本日は、計画年度の1年目が経過したということでございますので、本市が取り組んでおります新規拡充施策を中心に現在の取り組み状況等につきましてご報告し、後程、委員の皆様からご意見等をちょうだいできたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の協議事項(1)産業ビジョンにおける平成25年度の取り組み状況につきましてご説明いたします。産業ビジョンの閲覧用の冊子の後ろの部分、43、44ページにA3の横に開いて見ていただく資料がありまして、市(行政)、民間事業者、関係団体、市民と分野別に分かれておりますけれども、本

日は市（行政）のところの、特に括弧で星印のついている分、新規拡充施策の分で、取り組んでおります内容につきまして、ただ今より説明をさせていただきたいと思っております。それと、本日お配りしております、資料1という資料ですけれども、こちらが今申し上げた資料の星印を抜粋した資料となっておりますので、こちらの方を合わせてご覧いただきたいと思います。

それではまず、資料1で説明させていただきます。この産業ビジョンにつきましては、大きな柱として、基本方針1から3までの柱がございます、それに沿った形で、この表の方も作成しております。まず、「基本方針1 地域の特性を生かした都市型産業の構築などによる地域経済の活性化」という柱がございます。これの番号で言いますと、1-2 というところで、「資金調達や経営改善に関する支援」というところがございます。ビジョンの冊子で言いますと、30ページに説明が記されております。主な新規・拡充施策といたしましては、池田泉州銀行との連携協定に基づく支援策の検討というのがございます、こちらの25年度の取り組み状況で、提携といたしましては、平成24年2月に池田泉州銀行と地域振興に関する連携協定を締結しております。お手元の方に資料で参考の資料の方の参考1と右肩に書いております資料に川西市と池田泉州銀行との協定の締結内容につきまして、参考をつけておりますので、ご覧いただきたいと思います。この連携協定をもとに実際に取り組んでおります内容というのは、「川西市産業振興融資ファンド」、それから、「川西市近居ローン」の創設ということで、現在池田泉州銀行との連携の中でこういったファンドやローンを作って取り組んでおるところでございます。私ども産業振興課といたしましては、本日議題2の方でご説明しようと考えております、提案公募型の補助金に関しまして、その審査会を設けて、その中で銀行員の視点として、池田泉州銀行の方に入っていて、審査をしていただこうと考えております。

続きまして、1-2 「商店会等における空き店舗等の活用」という分野でビジョンは30ページでございます。これの新規・拡充施策といたしましては、先ほど申し上げました「提案公募型地域活性化事業補助制度」の創設を平成25年度に行っています。参考2を見ていただきましたら、制度の概要ということで、資料を付けております。この参考2の補助制度の概要ということで、若干説明させていただきますと、まず、目的と申しますのが、地域商業の活力向上に効果が見込める事業につきまして、民間団体や一般の方々から提案を募集し、選考審査のうえ、その提案に対する経費の一部を助成することで、本市における地域経済の活性化をめざすという補助金でございます。この中の選考審査という部分が右下の方、提案から事業開始までのイメージ図で説明すると、まず、団体や個人とかから提案がございましたら、それにつきまして、事業計画とか、資金計画などの書類を出していただきます。市の方で審査したいと考えておりますのは、その提案の中身、つまり、地域にどれだけ貢献できるのか、活性化が見込めるのかといったような視点で、できるだけ、新しい発想で提案というものを提出していただきたいと思います。それに関する審査を、先ほど申し上げました審査会で審査していただき、内容が適切となれば、補助金を給付しようと考えております。詳細につきましては、この資料でお目通しいただきたいと思います。現在の取り組み状況といたしましては、先ほどの資料に戻りまして、現在のところ2回募集期間を設けました。1回目が9月から10月の末まで、2回目が2月いっぱいということで、2回募集をしたわけですが、残念ながら、毎回問合せはございましたが、実際に計画として、熟度が上がったような計画が提案者から出ていませんので、結果的に、応募されましたが、そこまで止まるという案件にとどまっております。ただ、今回、2回目に出てきました事業所で、一つかなり地域でお年寄りに対しての取り組みと言いますか、健康増進に資するような施設を作りたいという提案があったんですが、まだ、十分な精度が上がっておりませんので、次回の募集期間の時にまた出したいということで、検討を重ねられているところもございません。今後の展開・課題というところなんですけれども、まず、産業ビジョン、遅まき

ながら26年度に審査会の設置を予定しております。後程2のところでご説明いたします。後、タイミングといたしましては、川西市の商工会の方で、起業支援セミナーということで、3回実施しておられるわけですが、その都度、それに合わせたような形で募集期間を持ちまして、今後、年間3回は募集期間を持ちたいと考えております。あと、課題といたしましては、あくまでも、市内の空き店舗をご利用いただくというのが、一つ条件になっております。また、空き店舗情報ということで、市の方ではそういった情報を持っておりませんので、なんとか商工会と協力しながら、空き店舗情報を提供しつつ提案に出していただいた際にはご案内できるようにしたいと考えてございます。

続きまして、1-2 「操業環境の確保に関する施策の検討」ということで、これもビジョン30ページにございます。主な新規・拡充施策といたしましては、「操業環境継続奨励金制度の創設」ということで、新しい事業を立ち上げております。これにつきましても、参考3と右肩に書いております制度の概要を付けております。操業継続事業奨励金制度の目的なんですけれども、工場を廃業・移転した際、その土地所有者が新たな工場事業主に譲渡、または、貸し付けた場合、奨励金を土地所有者と新たな工場事業主に対して支給し、操業環境の確保を図る、ということを目的にしております。これは要するに、最近、住工混在という問題がございまして、なかなか工場を続けようと思っても、隣近所の住宅の方から、悪臭がするとか、音がうるさいといったことで、既存の今現在やられている工場がなかなか維持できないといったようなご相談も入ってきている状況ですので、その辺に対して、なんとか、施策が打てないかということで創設させていただいた制度でございます。何分これもなかなかタイミングが合わないといいますが、実際その工場がやめるとか移転するといったような情報が私どもの方にもずっと入ってくれば、それに対してこういった奨励金をお勧めして、次入ってこられた方にも工場をやっていただくという形で考えており、その辺のところの制度周知とかが今後の課題であると考えてございます。

続きまして、1-2 「新たな土地利用による商工業の振興」ということで、ビジョンの31ページに記載してございます。まず、新名神高速道路に係るアクセス道路沿道の適正な土地利用、舎羅林山北側大規模開発地の土地利用計画変更を含めた協議、地域核との連携策の検討、お互い関係あると思いますので、まとめさせていただいておりますけれども、庁内に現在「新名神高速道路IC周辺土地利用計画策定プロジェクトチーム」を設置し、ここで、インター線沿道周辺の土地利用の可能性等について今現在検討中でございます。そこから地域と連携して産業の活性化がどう図られるかが、検討事項になってくるかと思っております。の舎羅林山につきましましては、舎羅林山、ご存じでしょうか。舎羅林山につきましましては、何年か前にですね、開発が止まりまして、その跡地利用をどうするかということで、土地利用者もつかないというような状況できており、それにつきましましては、今新たな情報としましてお聞きしているのが、ある事業者から、当該土地でのソーラーパネルの設置、それから物流センターの建設に関する土地利用計画変更という形で、庁内のある部署に入ってきております。これについては、今後協議を重ねたうえで、現実化していくと思いますが、今現在そのような動きがあるということで、お知らせだけさせていただきます。

続きまして、2ページに移ります。二つ目の大きな柱といたしまして、基本方針2「地域貢献・社会貢献の推進による産業の振興」という柱をあげてございます。この中の2-2 企業のイメージアップや優秀な人材の確保ということで、ビジョン33ページに載せてございます。これの新規・拡充施策といたしましては、新たな企業表彰制度の創設に向けた検討ということで、関係所管と調整中とあり、今現在具体的な動きは出てございません。

続きまして2-2 「環境経営に取り組む企業等に対する支援」ということで、ビジョンの34ページに記載してございます。主な新規・拡充施策といたしましては、「エコアクション21認証・登録の取り組みへの支援及びその普及・啓発」と

いうことであげさせていただいております。現在の取り組み状況といたしまして、まず、エコアクションなんですけれども、参考の4を見ていただきたいと思いますけれども、環境省が定めるエコアクション21という制度がございまして、そちらの方の認証・登録等の際の費用に対しまして、予算の範囲内で一部補助することにより、環境経営に取り組む事業者を支援し、持続可能な経済社会の実現に貢献するというので、よく言われるISOがございまして、なかなか事業所さんの方も継続するのが難しいというのを聞いております。そんな中で、こういう環境経営に取り組んでいただくということで、比較的安価に取り組めて、効果も見込めるということで、私ども市の方で補助制度というのを創設させていただいております。これの取り組み実績なんですけれども、平成25年、昨年7月に川西市商工会の方で、エコアクションに対する説明会をさせていただきました。私ども市と商工会で、協力してやることで、無料で研修が開けるという特典がありましたので、それを利用して、開催いたしましたところ、5事業所の商工会の会員事業所さんに、参加いただき、2月に4回の研修が終わりまして、続いて最終的に認証・登録をするということまで、なんとかいけそうだと聞いております。今後につきましても、来年度、同じように研修会を開催させていただき、そこで参加いただいた事業所さんに、また登録をしていただくということで、毎年続けていけたらというふうに考えております。

続きまして2-3「市民農園等の開設」というところがございます。ビジョンでは34ページに記載してございます。ここでは、「市街化区域内農地における体験農園等の開設への支援」ということを記載しておりまして、これについても現在、検討中ということでございます。次に同じく2-3「市民農園等の開設」ということでございまして、これにつきましてはまず、4つございまして、仮称となっておりますけれども、これ名前は「川西市民ファーマー制度」という正式名称で現在運用中でございます。認定農業者の認定、農業ボランティアの育成、就農希望者と農地の貸し手とのマッチングということで、4つの事業を展開しております。と、につきましては、相互関連がありますので、まとめて書いておりますけれども、これにつきましては、耕作放棄地の増加防止、それから、新たな担い手の育成という観点で取り組んでいる制度でございます。「川西市民ファーマー制度」を8月に要綱を制定しまして、現在進めておるところでございます。これにつきましては、参考5・6の資料をご覧くださいと思います。「川西市民ファーマー制度」の流れですけれども、簡単にご説明しておきますと、まず、市の方に、農地の借りたい人と、貸したい人が登録をしていただきます。農地を借りたい人は、農家になりたい、農家を目指すということで、登録していただく必要がございまして、例えば、貸農園でちょっと趣味程度にやるとかでは、なかなか長続きしませんので、ある程度その辺の意気込みを私どもも聞いたうえで、市民ファーマーとして、登録をしていただきます。それから、農地の貸し手としましては、条件として、市街地調整区域の限定されておまして、農地としては、10アール以下ということをお条件とさせていただきます。お互いに登録をしていただきましたら、今度は市の方で、貸し手の要望がありますので、その辺をお聞きしたうえで、マッチングをさせていただきます。で、それで、条件が整えば、そこで初めて、利用権設定という、ちょっと聞きなれない言葉なんですけれども、要は、農地の方で、ふつうは農地の貸し借りができるんですが、大変手続きが複雑でございまして、すぐに借りたいといっても、なかなか借りれないという状況がございまして、利用権設定というものでありましたら、比較的簡単に農地の貸し借りができるということで、私どもの方が、農用地利用集積計画というものを間に入れて作りまして、それを農業委員会の方へかけさせていただきます。そこで承認をいただければ、初めて公告という手続きをして、その日から、たとえば1年とか2年とかいうことで、貸借関係の契約が成立するということになってございます。ですから、それを今後、農業委員会の方に一件かけさせていただきます。と、なんとか一件スタートしそうな感じでやっております。来年度から

3年くらい期間を切って、させていただく案件が一つ出てきております。今後も随時、マッチングを行って、できたものについては、農業委員会にかけて、一件でも多く足がかりを精査して農業というものを、担い手というものを育成していきたいと考えてございます。それと、資料3・6のほうですが、こちらのほうは、市民ファーマーというのが真ん中あたりに書いてありますけれども、こちらのほうが中心のようなかたちで書いてありますが、今、実際、事業として、やっております内容がここに散りばめられておまして、これが相互へ関連しあいながら、最終的には、右の方に書いております担い手ということで、認定農業者等とかいてありますけれども、本格的に農家になっていただくということで、施策を展開しているところでございます。さきほどの2ページにもどりますけれども、市民ファーマー制度の創設ということで、26年度始めには一件の利用権設定ができる予定でございます。の認定農業者地の認定につきましては、今のところ、認定農業者地の申請受付をしております、一件、認定農業者になれる方が出てきそうです。これにつきましても、今後、どちらも受付をしまして、一人でも多くの認定農業者を増やしていくという方向で取り組んでまいります。それから、農業ボランティアの育成につきましては、参考6で書いておりました農業塾、都市農業講座に参加をした人たちが、農業ボランティアとして、市の方に登録をしていただいて、必要に応じて農家の作業などの手伝いをしていただく。ただ、これにつきましては、なり手がなかなかなくて、今後どうやって増やしていくか、なってもらうかは、これからの問題なんですけれども、めざす方向としましては、農家を助けてもらえるような人を探して行って、そういう方々にボランティアとして作業を手伝ってもらおうということで考えております。続いて3ページ2-3「イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策」ということで、ビジョン36ページに進みます。主な新規施策、新規拡充施策ですが、「市と市民が協働できる体制の検討」と書いてありますが、これも現在、イノシシ・シカといった有害鳥獣に対しては、猟友会というところに捕獲から処理までしていただいているところなんですけれども、なかなか猟友会のほうも高齢化がすすんでおまして、今後、なかなか十分な体制が組めないということも聞いております。そこで、市民の方の手をかりて、なんとか檻を仕掛けるとか、餌を仕掛けるとか、そういったできる範囲のことでお手伝いをしてもらいながらですね。一緒になってその辺の捕獲なり処分、処分は、なかなか猟友会のほうにお願いしないとだめかと思っておりますけれども、その辺のことを進めていきたいなと考えております。

続きまして、基本方針の3「市民参画型のにぎわいのあるまちづくりによる川西の新しい魅力の創出」というところに移ります。3-1で、「中心市街地活性化によるまちのにぎわいづくり」ということで掲げております。ビジョンは38ページに掲載しております。まず、イベント等に参画できる仕組みづくりの検討 中心市街地活性化基本計画のフォローアップのための来街者調査の実施 中央北地区と駅周辺地区の回遊動線の検討ということで掲げております。まず、の方ですが、イベント等に参画できる仕組みづくりの検討ということですが、これにつきましては、ご存じの方もおられると思っておりますけれども、今現在、きんたくんバルや、まちなか美術館、これは今回初めてやったものですが、こういったイベントを盛んにやっております。こういうイベントを継続的に支援することで、イベントに単に参加するだけでなく、運営側に回るといいますか、イベントの面白みとか、そういうところを感じていただいて、そういう運営に携わるような機会を提供して、どんどん参画していただけるような仕組みづくりを考えていきたいなというふうに考えております。これにつきましては、今後ですけれども、タウンマネージャーというものをある団体の方で雇用してもらい、その方にいわゆるまちづくり、参画できるような方を育成していきたいと考えてございます。それから、の現在中心市街地活性化基本計画のフォローアップのための調査でございますけれども、これにつきましても来年度、来街者に対するアンケート調査を実施する予定にしております。大体、4月から5月くらいには実施できると考えております。それから、の川西能勢口駅前と中央北地区との回遊性を創出するための「せせらぎ遊歩道新設事

業」を推進ということで、中央北地区の部署になりますけれども、そちらの方で、「せせらぎ遊歩道新設事業」、事業を進められておりますので、これができればまた、中央と駅前の回遊性が図られると考えております。ほかにも、回遊性を高めるための事業も検討しているというように聞いております。

続きまして、3 - 1 の「地域資源を活用した観光推進によるにぎわいづくり」ということですが、これは、観光農園開設への支援と書いておるんですが、これについては、現在検討中でございます。

それから3 - 2 の「地産地消の普及・啓発」というところでございます。ビジョンでは40ページに記載している分でございますが、この中の、主な施策といたしましては、都市農業サポーター制度の創設ということを掲げております。これにつきましては、いちじくや桃等の特産品に関するイベント等に参加してもらって、農業への興味や理解を深めてもらって、川西の都市農業を広報・PRしてもらおう。そういったサポーターというような役割をしていただくと考えており、本年度では、都市農業サポーター講座を2回開催し、延べ参加者20名に参加いただいております。この方々につきましても、今後、フェイスブックとか、インターネット等のツールを活用いただいて、なんとか情報を発信し仲間をどんどん増やしていただくことが、PRにつながると考えてございます。

最後に、4ページに移ります。3 - 3 「特産物、特産品等を活用した情報発信」ということで、ビジョンの41ページに掲載している分でございます。主な新規・拡充施策といたしましては、県が実施する「五つ星ひょうご」への推薦、産業活動を通じて川西市をPRする事業者に対する支援策の検討ということであげさせていただいております。の方ですが、これにつきましては、川西市の新たな特産品の振興を図るために県の方で「五つ星ひょうご」という制度があり、本日お見えになっておられますが、川口さんが、まず一回目の五つ星ひょうごに推薦、選定されまして、続きまして、今回、今年度、イロハジャパンさんの、フィグどれといいますドレッシングが、選定されました。今後、これも継続して一つでも多く、川西の事業所さんが作られた特産品をPRしていき、そういう機会を捉えていただいて、それが全国的に広がっていけばと考えております。それから の産業活動を通じて川西市をPRする事業者に対する支援策の検討という部分ですが、これは現在検討中ということでございますが、ちょっとこれに関連しまして、今後の展望、課題というところで 書いてあります、来年度に川西市の特産物、特産品などを産業製品の展示コーナーというものを、一階のスペースに設置し、そこに工業製品でありますとか、いちじくとか桃の見本の製品を陳列して、これを作っておられる方は、どここの会社ですということで、PRさせていただきます。これも一つ産業をPRして振興を図るといふ施策になると考えてございます。

ざっとした説明で聞き取りにくかったところもあったかと思いますが、今回、私も市、行政で、新規・拡充施策ということで、ビジョンの方に記載させていただいてる分につきまして説明の方をさしあげました。全般にわたって、何かご意見がありましたら、お聞かせいただき、今後の参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。非常に多岐にわたりましたので、いろいろとご質問、ご意見等々もあろうかと思っております。もう基本方針の1から3まで、非常にさまざまな領域からの新しい取り組みのご紹介でしたが、新規の部分も含めて、そしてまた既存のこれまでやってきた部分、今日のご説明の方では、新規の部分に限定されておりましたので、取り上げられていませんが、その部分に関してお聞きになられた点でも結構ですので、ご自由に、ご質問、ご意見の方よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、ちょっと口火でやりにくいと思いますが、私の方からいくつかちょっとお聞かせさせていただきたいと思っております。まず、一番目にご説明いただきました池田泉州銀行

さんとの協定締結の中で、第一段として出てきました産業振興融資ファンドなのですが、これについて、今実績がどれくらいなのかという点はいかがでしょうか。

(事務局)

ファンドの実績でございますが、実際問題、例えば、ファンドの内容について我々が把握しているわけございません。池田泉州銀行さんの窓口に直接、利用者さんが行かれると、ましてや、貸し借りのお話でございますので、我々の方に情報をご報告いただいております。

(委員長)

それがないと協定の意味がないですが。

(事務局)

実績の方については改めて機会があったときにお伺いしようと思っております。本日はデータを持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

(委員長)

わかりました。もちろん、個別の案件内容については、個人情報といいますが、企業さんのお話になりますので、やっぱり総額に関しては押さえてないと連携協定の意味が薄れてきますので、また、その点ご説明いただけますようよろしくお願いいたします。

続いて、この提案公募型の事業ですけれども、私は、事前にいろいろとお話しの方も聞かせていただいておりますので、ある程度把握しておるつもりなのですが、おそらく、委員の皆様方あまり初めて見てピンとこない部分もあろうかと思っておりますので、この提案公募型の事業について、もう少しちょっと説明いただけますか。どんなイメージで、どんな案件が応募してきて、先ほど、一つ、高齢者に対するスポーツ振興ですとかの具体的なお話があったんですけれども、そういった方が応募してきて、どんなハードルがあって、どれくらいブラッシュアップしていかなければいけないのか、そして、また、兵庫の産業活性化センターの助成金との関連がありますので、結局そこの関連がどうなっているのかといったような点について、おそらく、委員の皆様方、まだご理解いただけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

説明いたします。まず、先ほど見ていただいた参考の2の制度の概要で、目的につきましても、先ほど若干説明を差し上げましたが、簡単に言えば、地域に貢献できる地域の活性化に寄与できるような事業に、提案に対して補助をするという事業でございます。左手の方、提案公募のスキームと書いておるところでございますけれども、まず、補助対象者といたしましては、まず、先ほど申し上げられた県の補助制度ですね、そちらの方の事業の対象でありますとか、補助金を支給する対象とか補助率、補助率は市の方で独自にあげておりますけれども、基本的には、そちらの事業概要をこちらの制度も踏襲しております、県の方を通れば、市の方も、それに準じて、審査はいたしますけれども、それに加えて補助できるという制度になっております。このスキームと書いておる部分も、基本的には、県の方の補助制度に載っております、まず、対象者といたしましては、本制度を利用して開業しようとする商店会とか、NPO、それから個人・法人、または任意グループと書いております。ほとんどこれだけ見ると対象になるのではなからうかと思っておりますけれども、まず、対象者としては、このようなことであげてございます。補助対象事業でございますけれども、三つの種類がございます、まず、上の新業態導入事業につきましても、起業家による空き店舗への新規出店並びに商業者による既存店舗の業種転換及び業態変更を図る事業ということで、基本的に

は、これも空き店舗を活用いただいて、そこに新たに出店するということで、業種転換であるとか、業態変更を図るような事業ということであげております。それから、商店継承支援事業、これにつきましては、後継者不在店舗を継承した場合、それで新規出店をした場合の事業に対して補助するという事業になっております。それから、地域貢献事業、これにつきましては、子育てとか高齢者支援などの地域の交流スペースでありますとか、生活支援を図る事業ということで、先ほど申し上げたような高齢者を対象にしたような、健康増進施設といったようなことも、これに入ってこようかと思うんですけども、基本的には、こういった三つの視点で事業をとらえて、それに対して審査をさせてもらうという形になっております。右の方にいきまして、補助率ですが、これについては、最初の申しあげた新業態導入事業と商店継承事業については、二年間補助ということにしておりまして、最後の分だけ、三年目に25万円の上限で補助させていただくということにしております。補助対象経費なんですけれども、店舗と賃貸料、共益費含むと書いておりますけれども、その部分、それから、内装・設備施工工事費、広報宣伝運営費、ファザード整備費、その他市長が特に必要と認める経費ということで定めております。これも、基本的には、県の方の補助にのっとったような形で、補助対象経費を決めさせていただいております。最後は、提案から事業開始までのイメージ図ということで書いております。これが流れになってきますけれども、まず、提案団体等、個人でも構いません、法人、また任意グループでも構いませんが、そういうところから、市の方へ、事業計画書と資金計画、一応様式は定めておりまして、ホームページにも載せておりますけれども、その部分は任意の様式でも結構です。市に計画書を提出していただきます。それを今度、商工会を通じて計画をブラッシュアップしていただいて、補助採択できる水準まで、だいたい一か月から二か月くらいかけて、精度をあげていただいて、これは補助できると県の方が判断された時点で、私ども市の方でも、審査会をもうけさせていただき、市の方では、特にその経営がどうかとか、そういった視点ももちろん見るんですけども、そういったことよりはむしろ、先ほども申しあげましたように、地域でどれだけ貢献できるような事業かどうか、また、地域経済の活性化が図れるのかというような視点で審査を行いまして、最終的に五段階くらいの評価の点数制にさせていただいて、点数がある一定水準を越えていたら、採択をさせていただくということで、考えております。

(委員長)

予算は市はどのくらいつけられているんでしょうか

(事務局)

二件分で、300万円です。

(委員)

この制度に関しても、非常になんか県に、失礼ながら、おんぶにだっこというようなところからの査定です、市におろしてらっしゃるというように見えるんですね。やっぱり、こういう地域に対して商店街に対する補助制度であるとか、援助であるということであれば、市独自のもう少し直接的におりるようなものがあつたらんと願います。ちょっと、県がおりそうやったら、市も動こうかというのは、私はいかなもんかなという気はします。ただし、確かに、そこは、石橋たたいて、お渡りにならないといかんわけやから、裏方の場面ではそれは必要かもしれませんが、そういうふうなことが表に出すぎたり、というような風評がたつようなことでは、また後手に回りますので、市としては、これがアピールポイントだよ。というように、みなさんに使っていただきやすいものを、もう少しアピールできるほうが、私はいいかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。この制度につきましては、ほかの委員の皆様方、ご意見、ご質問等おありでしょうか。

(委員)

確かに、制度やから、石橋たたいてやらないとあかんわけですけどね。県から市を通して、パイプが長い。というのは、ちょっとね。やっぱり、それも金額が大きなものやったら、努力もして、必死で自分の時間割いてもやるけど、まあ言ったら悪いけど、トータル的にこんな金額じゃね。これで、県からおりて市まで回って、金額がこんだけかと。商売人というのは、そこまで待てないんですわね。だから、これは先ほど委員さんが言わはったように、市の制度でもってね、なんとかそれができる。金額ももう少し多く、もっと簡単に、そしたら、初めの池田泉州銀行の、いろんな点でそういうのができたわけやから、池田泉州銀行にも協力してもらおうやないかというそういうふうな形で、市としては、もう少し、我々が借りやすい、利用しやすい、そういうようなとこをちょっと考えてもらったらなというように思います。

(委員長)

そうですね。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(委員)

このお金のことで、返済も出てくるやろと思うんですよ。大体ね。いつまで、どうしていうて、ほんで、まあ利息なし、こうね。なしでいいんですか。やっぱり何パーセントか、銀行もあれがありますのでね。それがもう借りる方は少ない方がいいんですけど、いつまでという期限も出てくるやろと思いますし。それは何もなしで、私もちょっと勉強不足が分かりませんけど

(委員)

補助金ですから、返済はいらないですよ

(委員長)

池田泉州銀行さんとの方はまた別ですけど

(事務局)

補足というような形なんですけど、今、両委員の方から、もう少し使い勝手のいい制度をとというのは、我々も重々考えているところです。まだ、制度を立ち上げたところで、そういう意味では、ご指摘のとおり、判断基準が難しい。個人の目線に端的に申し上げますと、個人に補助金を導入すると、ここに対する難しさ。その点で言って、今現在我々の判断能力では、県の判断を仰ぐというのが一つ、今のところベストなのかなと。我々の方が、ブラッシュアップして、判断できるだけの能力を持たないといけないんですが、制度としては、そこにまずたどりついていくのが方針かなとも思います。それともう一点、金額の問題がありますが、我々もなかなか補助金を出すというのは、出そうといっても、150という数字が出ております。これにつきましては、県に随伴しておりますので、形でいえば、県を通ればこの倍の金額が補助されると。そういう、利用される方の計画のブラッシュアップというのももちろんございます。そこで、いろいろ計画をブラッシュアップしたうえで、資金繰りもしっかりしたうえで、後で担保で、これだけの金額を担保されていくのであれば、言い方悪いですけど、つぶれないですよと。そういう我々の正直色気もございまして、おっしゃるところ、重々わかるのですが、公金を入れるということに対して、そういうことも考えながら、今後、制度が円滑に回るようであれば、そういう方向で変換していくというのも一つありと思っておりますので、その辺をご理解いただければなと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょう。この提案公募事業につきまして、その他ご意見

(委員)

この提案公募型、一般の川西の中で、商売をしておられる方、というのが対象なんですわね。だけど、それ以外で、個人でやっておられる、どこの団体にも所属されておられない方も対象になるんですか。

(事務局)

今のところ、どこかへ所属していないとだめというしぼりはつけておりません。個人の方がやりたいと言われた方も含めて、もちろん、そのための審査等が厳しくなってるのかなとご理解いただければと。

(委員)

我々、商工会の中で会員が減少しているということで、商工会に入ったら、こういうこともお手伝いさせてもらいますということも、できたらPRできたらいいかなというようなことも思ったんです。

(委員)

ぜひよろしく願いいたします。

(委員長)

この公募型事業に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本当、これなかなか難しいところで、石橋をたたいて渡らなきゃいけない部分と、スピード感をもって対応していかなきゃいけない部分がありますので、やっぱり、一見したところ、けっこうハードルが高そうな感じですので、せっかくの制度でも、やっぱり、一年二年と経過して、一件も実績がないという状況になると、ちょっともったいないと申しますか、市のためにならないことにもなりますので、もう制度が出来上がっておりますので、経過を見ていただきながら、先ほどおっしゃっていただいたように、また流れを見ながら、充分制度変更も考えて対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、そのほかも、まだまだたくさんあるかと思しますので、いかがでしょうか。

(委員)

僕のちょっと勘違いかわからんのですが、ビジョンの中の観光農園開設への支援というのがありますね。これが今検討中となっているんですが、川西の場合は特に桃がありますね。ほんで、桃の産地に行くと、桃の開花の時に、畑を解放して、花見をしてもらうようなものもあるんですよ。例えば、和歌山の南部の梅でしたら、梅の時に畑を開場して、そこで花見をしていただいて、それを実がなったら、オーナー制度で、一本の木を金額はなんぼか分からないけど、自分で実際に収穫してもらうと、作るは作りますけど、農家作り、できたものは、オーナーさんに食べていただくとかいう制度も、ほかの地方では桃とかブドウ、野菜でいいますと、トマトとかそういうのもやっておられるんで、この観光農園する場合に、一つの検討案としまして、そういう開花の時から、収穫までを開放するような形を持っていけば、もうちょっとPRになるのかなと。ほんでも、いちじくの場合は、川西の特産は、くり、いちじく、桃とあるんですが、いちじくの場合は、それをもう僕もしたいんですけど、実際、それをする、真夏の暑いときに、長そでを着て入らないといけない。葉っぱにかぶれますんでね。僕らかて、重装備で、やりますので、そしたら、例えば、いちじくの収穫でしたら、白い液が出るので、それで手がかぶれたりすることがあるので、そ

れがなかなか難しいですけど、桃、栗に関しては、そういうオーナー制度を一つ考えられたら、川西の特産やし、観光農園のPRにもなるのかなとは、僕自身思います。特に、桃の時は、桜の花とほとんど変わらないと思うんですが、やはり、ほんまの花の下で、それを見て楽しむというのは、やはり、この花のよしずというのは、日本人みんなそういうことを望んでいるというのが多いので、僕らでも、2月やったら、和歌山まで両親連れて見に行ったこともあるんで、そういうふうな感じで、その特に花のきれいなやつは、ちょうど開花したときから、そういうような感じでオーナー制度というのもちょうと考えられたらいいんかなと思いますね。

(委員長)

ありがとうございます。事務局の方は特によろしいですか。では、参考意見ということでお留置きいただければ

(委員)

農地の方の、さきほどの資料6の方のご説明の時に、将来、農業をやる方を前提にしているというような説明があったんですけど、そういうことやったら、なかなか該当者、人は集まらないと思いますね。川西の場合は、農業しようと思ったら、2反の面積を持ってなかったら、農業者になれないわけで、2反いうたら、600坪やから、プラス必要な最低限の農機具も持たなければならない。ということで、最終的に農業委員会の認可を受けて、農地を取得するというようなことに現在はなっておるわけですから。この制度を立ち上げて、今、過去もやし、これから先も、今も常にそうなんですけど、農業従者の高齢化が著しく進んでいて、放棄耕作地が増えてきてる。それを解消するために、こういう市民ファーマー制度というのが、出来上がってきたんじゃないかと思っておるんですけど。貸し手と借り手、その中で、今現在の個人個人で、買ったり、貸したりはしとりますけど、それじゃ不安定なところもあって、JAなり、市なりが中に入ってもらって、安心して貸し手側も安心して貸せる、借り手側も安心して借りれる。その中にJAも。JAもこれできたから、参入することができるようになりましたが、行政の方がそれをやってもらうということでおったんですけど、2反、将来、その枠を外さなんたら、なかなか誰もがちょっと貸しとくれ、貸してもらえるかという気楽な部分も入れとかなんたら、ちょっと、のびていかんのやないかなという、そういう気がするもんですから。

(事務局)

委員がおっしゃられたとおり、先ほど説明差し上げた、市民ファーマーであっても将来農家になってもらわな困ると言い切りましたけど、あわよくば、そういうふうになっていただきたいという思いがまずあります。市民ファーマーとしては、ハードルとしましたら、一定農業の経験のお持ちの方ということで、ファーマーに登録していただくときに、私どもが聞き取りをしまして、これくらいの経験を積んでたらなんとか農地荒らさずに、継続してやってくれそうかなと。例えば、ファーマー制度につきましては、最長で3年賃借の契約するということにしてまして、その中で、一年にするとか、二年にするというのは、当事者間の契約になるんですけども、少なくとも、自分は三年やると決めはったからには、そこは続けていただくくらいの意志を確認したいので、例えば農業したいんだという思いが強ければいいんですけども、先ほど言われたみたいに、それを突き詰めていくと、やはりハードルが上がってしまって、なかなか市民ファーマーといえども、登録者が増えないのではないかとということもありますので、私どもとしたら、できる限り、門戸は広く持ちたいとは思っているんですが、例えば、市民農園とか、ここにも書いてますが、市民農園程度で始めたけれども、もうちょっと広くやりたいとか、そういう欲が出てきたところで、この市民ファーマーに登録してもらって、ある一定の広さのところやってもらう。そこで、自信がついたら、次、認定農業者になるために、もうちょっと広いところとかいうことで、ステップアップしていただく一つの過程として捉えてますので、その部分ご理解いただき

たいと思います。

(委員)

その2反というのは600坪とおっしゃいましたが、それが、何かの基準だとおっしゃってましたが、その2反くらいをすることによって、生活ができるという水準に一年間の収穫があるんでしょうか。

(委員)

とんでもないです。

(委員)

ないでしょ。そこなんですよ。人間が、趣味でやるわけじゃないので、その生活ができるには、どのくらいの規模なのかということも目安もちゃんと分かったうえで、趣味からスタートされて、何年間趣味でやっていけるわと思うのか、そういう具体的なことが分かったら、もっと入りやすいのかなというふうに。2反ではとてもとてもやったら、大変やなと思って。

(委員)

野菜みんな作って、売ってはるでしょ。それでは生活はできへんやろけど、お小遣いで、農協に持って行って、自分ところの売れたのが、通帳に入るし、そやからまあ、結構花も植えたり、いろいろしたりで。

(委員)

その作ったやつが売れるものが作れるまでどれくらい。

(委員)

それも必要やね。

(委員)

野菜なんかだったら、すぐですわね。すぐいうたかて。

(委員)

全然わからない。すみません。

(委員)

実際、僕も農業やってますけど、僕もやって30年たちますけど、僕の基準は、一応なんでも、3年間作ってみて、それでやっと成功したものを計画的に作るようにしてます。やはり、僕らだって、農業というのは、自然が相手なんで、その年その年によって、条件が違うので、まずは、僕は3年間自分でいろんなものを経験して、その時点で、計画できるやつは作るし、もうできへんなと思ったら、次の年からやめるようにもします。それで、やはり、実際市場へ出すようなことでは、農家ではもうからないと思うんですよ。やはり、農家で食べていこうとすれば、自分で値段をつけて、自分の希望で売れるということは結局、量販店もありますけど、直売所ということですね。そこできたら、自分の希望の金額に合ったやつがとれますけど、やはり、ここの都市型の農業は、実際僕も農業だけやのうて、不動産も持ってますので、それと併用してますのでね。やはり、農業として生活しようと思ったら、やはり、3年から5年はかかるんじゃないかなと思います。やはり、自然が相手なんで、虫がついたりします。

(委員)

そやから国の方も、大規模化大規模化言って。水稲の話ですけど、この前でしたら、30町から50町いるんじゃないですか。

(委員)

想像つかない。

(委員)

1反が300坪で、現実的な話ですけど。米は1反で10万ちょっとくらいなんです。10万ちょっとで、そこから、農協へいったら、1万2万3万くらいじゃないですか、1反で。

(委員)

えー、大変な。

(委員)

そやから3万円としましても、10倍が1町になるんですけど、30万ですや。その10倍したところで、なんぼなります。300万かな。

(委員)

大変。一人のサラリーマンが400万ほど稼ぐとしますよね。そんだけ稼ぐには、農業はならないということやね。今のお話では。

(委員)

米はね。

(委員)

どちらにしても大変だわね。

(委員)

川西市民ファーマーというのは、入りやすいような名前やね。ということは、何年かやって、本業でやれとか、そうやなしに、近くの娘さんが玉ねぎ植えて、ニンジン植えてちょこちょここと、小さいところであって、今現在、近鉄百貨店が屋上で持って貸してるわけ。その代り小さい道具は無料でお貸しすると。ということは、そこに自分たちの小さな農園を作って、それは自分の食べるものやと思うんですけど、だから、はじめの入りは、初めから大きなハードルでやらなあかんやなしに、そういう小さなところから作って、なじんできたらやろうやないかなという話になるかもしれないけど、役所がやると、始めから堅苦しくなるので、もう少し、ソフト的にやれるような形から入ったらいいかなと。

(委員)

そのおつもりなんですよ。そのおつもりでと私は思ってるんやけど。

(委員)

これだけ稼ぐには、これだけのもんがあって、これだけの努力をせなあかんのに、このステップがあるんですよということは、ふわぁんという夢をもって入りはったのに、ステップだったら、それだけするために、これだけ大きなことしないでできへんてということを最初から教えてあげないんですか。

(事務局)

非常にご指摘もごもっともというか、まず、私どもとしましては、先ほど委員の方から出ましたけど、耕作地ですね、高齢であるとか、担い手不足ということで、農

地がだんだん放棄されているという問題が現実としてございます。ただ、今までそれに対してどうすればいいのか。というのが正直なかつたという状況でございましたので、ただ今ここに最後に認定農業者と書いてる部分も、先ほどちょっとビジョンを作る間にご説明させていただいたときにご説明さしあげたかもしれませんが、基本構想ということで、基本構想を作ることによって、こういう認定農業者の認定であるとか、先ほど言われました、市民ファーマーで使ってる、こういうものができる、農地の中の厳しい制約が若干ゆるめていただけると、いうところで、まず、始めてみようというところが本音でございます。そこから、しかも、今お話しさせていただいたのは、すべて市街化調整区域の話。ですので、都市農地、俗にいう、生産緑地とかは対象になりません。こういうところがございますので、今、農地としてしか使えない農地がどんどん荒れていくという現状をなんとかしなければいけないということで、まず、そこへ手を付けていこうということですので、今我々の方で、将来的には、農家になっていただければというのは、正直な話で野望なり、待望ということ。やはり、そのくらいの目標は一応持ってやらなければならないですけど、最初に市民ファーマーになっていただく方、先ほど申し上げたように、市民農園やられているから急に何反もってというのは、なかなかね。ですので、我々としては、まず最初に手をつけるためにこれを始めていきます、言い方は悪いですけど、3年で形が見えるのか10年かかっても見えないのかというのは、正直我々も微妙なところでございますが、これをやっていくことによって、そういう問題提起も含めまして、市民さん、周辺の方が、ここやったら私がやってあげようという方がでてくる。そしてまた、国の流れとしましては、集約化することによって、効率をあげて、まさに認定農業者さんというのは、そういう方向性のものがございます。その方に農家をこれからやっていこうという方に対してどんどん集めていくという方向にもなっております。先ほど委員からご提案あったような観光農園というような部分では、都市農園の活用といったような、そういう部分の活用も含めたいうで、まず、着手させていただこうというところでございます。そういう部分では、この委員会含めて見守っていただければと思っております。

(委員)

うちの多田の工場、銀橋の下で、ダイエーの川向い、あそこに農園ありますよね。あそこで、うちの社員もやってみたいなんです、ダイコンやら芋やら、うまいこと作りはりますんや。それで、ああいうのは、ここでいうところの、市民農園なんかだとか、あそこがうまいこといってるとすれば、あれはみんなそのうちの社員の人はもっと、農業をよく知ってるはずやから器用に作るんやけど、あそこは、市民に区画で貸してやってるんですか。市街化調整区域ですよ。これは、あとあと、ここであるようなのにゆくゆくは、しっかり修練して農業をしようというような道筋で貸してるようなやり方じゃないですよ。ああいう手のはテレビなんかでちらちら見るのは、都会ですと流行りというのかね。今ふと思ったんですけど、全然話飛んじゃいますけど、川西市の市街活性化で、空き店舗やら、空き店舗ということはこれ、二つも三つも出てきますよね。これが、どこら辺をイメージしている実態であるのか知りませんが、例えば、駅前やったら、一番新しいのやったら、ジャスコがあって、阪急があって、アステがあって、モザイクがあって、西友があって、ここでみんなの経路になると言ったら、JRと川西駅くらいで、みんな能勢電から行って、阪急で行っちゃうとか、降りるとすれば、その駅で降りて、四方八方に行って、ぱっと戻ってしまうということで、なんらまとまってないですよ。ここら辺が、例えば、大阪で言ったら、心斎橋と難波を結ぶじゃないけど、人の流れの中にいっぱいある店じゃないところが難しいところなんだろうけども、そこで、素人考えで思ったんですけど、これは無理なんですけど、もっと近いところに農地が多田みたいなんにあったら、流行るだろうね。川西能勢口は、足洗うところがあるから、気にせんで乗れますよね。電車で近郊農業しに行けますよとか。なんか、そんな思い付きですけどね。なんかそういうような、せっかくこうやっているんな方々がお集まりやったら、そんなコンセプトの一

つもあってもいいのかなと。にぎわいにぎわいというのは、よく商工会でも出てきますけどね、にぎわいというのは、若者を呼んでくるにぎわいなのか、どういう人を呼んでくるにぎわいなのか もひとつパッチリせんもんがあるし、かと言って、こういう落ち着いた住宅の街ですから、特徴を出すといったって、なかなかそうはいかないと思うけれども、僕ら工場でダイコンとか配ってもうて、ようできてるわというようなんを見ると、農業で、僕はしないけども、する人はけっこうしますからね。うちの社員ですけども、三重の方に住んでて、毎週毎週行って畑やってる人もおるし、好きな人はけっこうマニアックにやってる。そんなんをコンセプトにするというふうなもの、コンセプトというのは、ええかっこうのことやけど、そういうことができるというふうなもの一つの将来的に面白いのかなと。

(委員)

農業はね、これはね。もうけようと思って、取り組むというのは、ちょっと難しいと思う。で、98%の人が我々から見たら消費者やから、農業者以外の方で、今こんな時代で、精神的に、みんな不安定で、厳しい部分をみなさんお持ちです。ところが、土を触っておれば、ものすごく癒しになるんです。だから、先ほど言われたように、大阪とか高いところで、一坪一万円、矢問農園は、八坪で年間3万円、440区画あるんですけど、なんぼか空きが出たことがない。なんぼか待ちがあるような状況がずっと続いてきとるわけなんです。だから、言われるように、作ればまだまだ利用者はあると思いますけど。

(委員)

呉羽橋の当たりやったら、河原もあるし、なんなと土のとこってあるんですよ。こら辺は。

(委員)

それはやっぱり農地法がありまして。

(委員)

最後はそこにいくんですね。

(委員)

農地法があって、それがネックになっとなって、それを解消するのに、市の独自というか、努力というか、で、網目の隙間みたいなかっこうで、市民ファーマー制度というのを、川西市が独自のものだ。ところが、もっともっと、我々が、簡単にちょっとでできる1坪でも2坪でも市民の方ができるような制度にしてほしいと思ってましてんけど、それもまた、法律の何からしていったら、こういう格好でしかできんよう、ちょっとこれやったら難しいなと今思ってるんですけどね。これしかあかんみたいですよ。これかて、市長とか部長とかそれでいこうとできたらそれでできるんですけど、ここまでくるのに、手続きやずいぶん、いらいらくるくらいに、部長とこ行くまでもだいぶ時間がかかって、部長から上のほうでまたしてもらうのに、ああやこうやという人があって、やっとできあがったんが、これやということです。

(委員)

だから、いい方に行くように後押しせなあかんということですよね。

(委員)

素人さんほんまに上手ですよ。ものすごい、ええダイコンやら作って。

(委員)

せやから運用で、していただいたらなと思います。

(委員長)

たくさんご意見いただきましたけど、先ほどの提案公募型と同じポイントが出てきたと思います。やはり運用で、一定のスピード感も持ちながら、そして、あまり型にはめて高い理想で、ハードル高くしてしまうと、すそ野が広がっていきませんので、制度を運用しながら、フレキシブルに改善していただければと思います。

(委員)

この引き続いて、この話の続きになって申し訳ないんやけど、また、この高齢者が進んできて、米を作っても、自分でよう刈り取ることができへん人が増えてきました。農協のほうでオペレーター部があって、そこでやるんですけど、それがまた今年、消費税が上がるいうのにつけて、また値上げしましたんや。昨年ぐらいからね、耕作放棄地がぐっとふえてきたんは、農協に作業委託をされるわけです。それがめちゃくちゃ高い。具体的にいうたら、一反の田んぼをすくの、荒すきいうて、ただすくだけで、1万500円が今度は1万800円になる。もっぺんすき方があって、そっち側のすき方でしたら1万2、3千円、一回すくだけが、秋に、米取って刈ったらね、川西の場合は3万4800円が3万6000円か7000円近くになります。それだけやのうて、乾燥してもろて米にするまでに、運んでもうたり、乾燥したら、全部、金がいらいますから、一反で7万も8万も支払わなんならん。なおかつ、水の管理とかそのまわりの草刈りは自分でせないかん。やっぱし、理解できますわ。そんなしんどいめして、もうからんやつと作ってするよか、今、ええ米ほしい思たらすぐ手に入ります。安く入ります。そしたら、そないして作らん人が増えてくるのは、当然で、勝手やねんから言うて、草刈りかて、2万も3万もせなんだら刈ってもらわれへんから、どないしても不耕作地はふえていくと思います。だから、取り組みやすいように、現実的に、市民ファーマー制度をうまいこと利用してもらって...

(委員)

いいですか？今、この「ファーマーズ」ではなく、農地のその作業を、刈るのもたいへんやとか、腐った水とか、いま介護産業の人たちが、認知症の方が多くて、土を触りたい、草抜きしたい、稲を刈りたい、という、稲を刈るとか、農作業とかというのは、認知症の方ですので、どこに行ってしまうか分からへん、ただ、草抜きだけでもさせてほしいというのが、私の姑が入っているところやら、その何軒かの施設がただ草抜きだけでもさせてくれへんか、ていうところが結構あるんですね、そしたら、困ってはるところと、困ってはるところを引っ付けたら、一つの産業として、うまくいってくると思うし、水の管理というの、やっぱり、そういうことをやりたがっている人たちもあるので、そういう人たちとうまいことつなげてもらえたとしたら、介護産業のどここのスタッフさんが上手な人か、上手でないかというのが、認知症の人を扱うのが上手か下手かというのが、大きなことになってくるとは思うんですけど、草抜きだけやったら、それほどスタッフさんの負担がかかってくるというのは、ないかと思うんです。今、言われたように、土を触るとすごく興奮してる人でも、落ち着いてくる、それでいて、今、認知症になってはる年代の方たちは、農作業なりなんなりやってきてはる人ですので、むちゃくちゃな田んぼの中入ってむちゃくちゃなやり方をする人もまた少ないし、そういう人たちをどんどん利用していけばいいんじゃないかと思うんですけど、あちらはあちらで、とても困ってはるのが、稲を刈るという作業も、草抜きという作業も、今どんぴしゃやから、その人たちが、その困ってはる介護産業の人たち、今、ここにいらっしゃってませんけど、その人たちの声としたら、散歩を、介護が困る、何かをするのが、今、内職をするのを姑のところはかかってくれたんですけど、スタッフがずっとついてなアカンからダメになって、内職の指導をしてくれてはる人が入ってくれてはる間は、ずっといけたんですね。てことは、仕事のことができる人がいてくれたらできるということは、その人、まっ工賃大変か分からないけど、ドンドン忘れていく人たちを相手やから、常に教えてなあかん状態かもわ

からないけど、ただ、手慣れてきはるといのは、それは、上手。指導の人たちにとってもええやろし、今度ね、認知症の人たちがそれが作業になるから、点数を介護の方から、点数があがってくれば、お互い助かることになるし、今ここに出てる産業の人たち以外の人たちともうまいこと組み合わせせていくということも考えたいかがでしょう。

(委員長)

ありがとうございます。かなり大きな宿題もあるかと思えますけども、そういう発想を変えながら、つなぎ合わせていくというのが、一つ。今日出された農業ボランティアもなかなかちょっと増えてこないということでしたので、うまいこと発想を変えながら、いろんな部署との連携も図って行きながら進めていただけたらと思いますので。

(委員)

でも、今、畑借りてほしい人多いですよ。東多田なんか。本当に。

(委員)

減反された方とかね。

(委員)

そうなんですよ

(委員)

健康のために物作ってみたいとか増えてます。確かに。

(委員)

だんだんとね、畑が減ってきてますのでね、こちらの方も。そやから、ものすごい多いです。

(委員)

そういう人たちが、ほったらかしになっている所に、うまいことどんぴしゃ当たればいいんですよ。

(委員)

そうそうそう、それは、なんか手続きしてあげたら。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、農業以外の部分もありますので、そのほか、ご意見ご質問等

(委員)

ちょっと飛ばしてもいいですか。基本方針3-1-3の、地域資源を活用した観光推進によるにぎわいづくりというところがあるんですけどね、私の考え方、資源、観光資源という形で、私は源氏まつりというのを思っているんですよ。これは、池田、豊中にない大きな観光資源なんですよ。それで、今年は、役所から出発して、能勢口周辺回遊して、また役所に帰るといった初めての試み

(委員)

体育館からです

(委員)

あ、体育館、あ、そうそう、そこから始まって帰るという、初めて南の方に下りてくる。それで、今まで北の、多田の方には申し訳ないけど、向こうだけで、この素晴らしい事業をやるから、やっぱり、南の方に広めてもらうというということ、そうすると、豊中、池田、伊丹全部のお客さんが能勢口周辺に寄って来る。これをですね、今、私観光協会の理事もさせてもらってますけど、今年いっぺんだけという話も聞いているし、できたら、毎年、向こうの事情もあるので、まあ、交互にね。とにかく、観光資源の活用という、こういうことをするのに、なんとか源氏まつりを交代交代にやってもらいたいなと。

(委員)

多田でね。やる場合は、警察は交差点出てくれはるんですけど、馬がね、やっぱりここはね。県警から出てくるんですよ。指令が。そやから、大変なことがあって、自動車は止めんならん。そやから、それでね、なんぼでも、みんな見ていただいて、こっち側の商売の方も発展してきたら、みんな寄って来てくれはったらね、それにそれにつけこんでしていただいたら、一番。

(委員)

そうなんです。だからね、県警も協力してもらってね、言うたら、国まで協力してもらって、すべて協力してもらったら、最高のものがある。もっと皆様にお披露目して、これが一つの観光、川西の大きな観光資源としてPRできたら、誠に多田には申し訳ないけど、こっちに来てもらった方が、舞台の袖よりか中部に上がってもらいたいという、一つ私の思いがあるんです。だから、こちらの方でできたら、これを要望やなしに、観光資源にする支援として、なんとかすんませんけど、考えてもらいたいなと。

(委員長)

ありがとうございます。事務局はよろしいですか。

(事務局)

何分、今回初めてということで、源氏まつり第50回という記念すべき年、市制60周年と併せてですね、お祝いしようやないかということで、こちらの方で、開場させていただくんですけど、今、委員の方からもありましたように、ごつつお金がかかるんです。ですから、警備だけで、市から補助させていただいているのが、500万なんですけど、プラス300万上乘せで、800万ということで、それを一年交代ということで、できるか、できへんかと言うたら、財政の懐具合によりますけど。源氏まつりという、源氏発祥の地が川西ということでね。それを発信していく。

(委員)

やはり、JRのどこ、あそこのところへ、電車が川西池田に行くところに、銅像があります。

(事務局)

満仲像です。

(委員)

あれも、ライトアップみたいに、夜ちょっとしてくれたら。

(事務局)

源氏まつりをどこでやるかというよりも、源氏発祥の地なんだという、そのところをうまく発信していけるような仕組みを考えないとあかんかなと思います。

(委員)

だから、今言われたように、確かに川西は発祥地、そこが元なんです。けど、やっぱり、周辺に、能勢口いうたら、商売人も潤う、そしたら、逆に、阪急さんからでも、いろんなところで、協賛金とったらね、お金の問題はある程度はそう負担にならなくなるんじゃないかなと思うんです。

(事務局)

今、現在も出している。

(委員)

探してください、すみません。

(事務局)

倍増していただけたら。

(委員長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

一年たってる、今のこの進捗状況というのは、大体今説明を受けたようなことですか。

(委員長)

そうですね。ちょっと、事務局の方から、総括的に、この一年間の川西産業の状況と言いますか、そのあたりを概略的にご説明いただければ非常に助かりますけど。いきなりで、大丈夫でしょうか。

(事務局)

一年間というか、昨年度、皆様の方にいろいろお知恵をと言いながら、会も重ねながら、非常に苦労しながら作らせていただいたビジョンでございます。この一年我々として、取り組んできたことは、先ほどご説明させていただいたような、当然、ビジョンのお話させていただいた上で、総合計画の中に反映できるようにあげていった上で、こうやって予算どりでできて、させていただいてます。景気どうこうというのは、国の動向とかが影響しておりますので、全体的なところでは、上向いてるんじゃないかという話もありの、今度消費税が入ることにより、どうなるのかということもありますけれども、例えば、私どもの所管している中でやったら、融資の状況であるというのは、一時に比べると落ち着いてきたのかなと感じております。ただまあ、先ほどから言うように、我々、実感で分かりやすいお話をさせていただければ、ずっとバルを年2回やらせていただいておりますけれども、やはり、参加しているお店さんが、参加しないでなくて、なくなっているような状況もございます、それに比して、また新しくやられるところもいっぱい出てきている。結構そういう入れ替えも激しく起きているのかなという現状は感じています。先ほど新しい制度をたてたといっても、実例があるかと言われると、ファーマーがやっと一件、二件出てきた状況でございます。あと、商業系、もしくは、工業系については、エコアクションなどについてはご利用いただいて、積極的に活用していただいている状況でございます。提案公募であるとかは、まだまだ詰めないといけないところがいっぱいあると。ただ、そういう意味では、先ほどの提案公募についても、そういうことをしたいという反応については、これ全く0ではなくて、何件か、お話があるという状況でございます。申し上げたように、融資とかそういうところに対する興味よりも、また事業やりたいという形の方も結構お話を、全く、提案公募とか別も含めまして、お話が担当部署

にありました。商工会も、そういった中で、事業所さんの方も含めて、起業家支援セミナーであったり、商人塾であったりということで、商工会もいろいろと支援していただいております。全体的に言うと、なんとかいい方向には行ってるのかなという感じもするんですけど、まだまだ、これからどういう動向になるか分かりませんので、先ほどからご提案いただいている、活性化というか、にぎわいづくりのためには、いろいろな仕掛けをしていかないといけないと思いますので、その辺のところ、この委員会も含めて、いろいろなご提案、こんな言い方してあれなんですけど、市民さんのご理解というか、共に農業であっても、商業であっても、工業であっても、みなさんが住民さんのご理解というのが非常に必要なのかなと。その辺は、逆に言えば、そういうこともご理解を求めていくのは、市の責任なのかなと考えております。2、3年前に比べますと、事業者さんがしんどいというイメージは、だいぶ薄く、実感的話で言えばで申し訳ないんですが、薄らいだかなと、それは融資とかそういうところで。

(委員)

そんなことはないと思いますけど。

(事務局)

いろんなところで、窓口に来られる内容が若干、2、3年前に比べると変わってきたのかなと。ビジョン1年間やったからと言って、成果が表れてるのかというと、まだまだだと正直認識しておりますので、今、お伝えしたいのは、今、取り組んでいることを、26年度もっとブラッシュアップして、取り組んでいった上です。また、提案、新しい何かをいただけたら。これは、お金、かかるかからないに係らず、どういう発想ができるかということ。ざくっとしたところでございますが、26年度以降、これはビジョンを進めながら、ほかの施策含めて、検討していきたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

これ、私が言うべきことじゃないんです。新しい方が来られているんですけど、ご紹介を最初にしていただけたら、うれしかったなと思うことと、この中に、いつもやったら入ってるんですけど、入ってないので、ご紹介いただけたら嬉しいなと。

(委員長)

では、事務局からお願いいたします。先ほど、おっしゃっていただいたんですけど。

(委員)

自己紹介をします。

(委員長)

前後しましたけど、すみません、今ご意見いただきましたので。

(委員)

ぎりぎり入ってきたもので、時間がなくて申し訳ない。

(委員)

いつもやったら入ってるんですけど。

(事務局)

すみません、その部分ちょっと怠ってました。そうしましたら、順番に自己紹介をしていただいたら。

(委員長)

いや、まあ、新しいお二人の方をご紹介いただけたらと。そういう趣旨です。

(事務局)

そうしましたら。

(委員2人)

自己紹介

(委員長)

ありがとうございます。私も最初に気づけばよかったんですけど。失礼いたしました。それでは、第2議題もありますので、第1議題についてはよろしいでしょうか。本当はもっと、たくさん一つ一つ検討して詰めていかなきゃいけない部分あると思いますが、ちょっと時間の関係もありますので、また、次回以降ということで、また、お気づきのことありましたら、ご指摘いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、2つ目の議題の、先ほどご説明いただきました川西市提案公募型の活性化事業ですが、その審査会の設置についてご説明よろしく願いいたします。

(事務局)

そうしましたら、議題2つ目の川西市提案公募型地域活性化事業審査会の設置について説明させていただきます。資料は2の方の川西市提案公募型の要領案ということで、提示させていただいておりますものです。先ほどから、提案公募型補助制度につきまして、ご説明を差し上げたところですが、この趣旨は、先ほど申し上げたように、市の方で、審査会の方を設けまして、それに基づいて、補助金を交付していくということを考えておりまして、今年度から始まった事業でございますが、遅まきながら、26年度から任期は1年間で設置をさせていただきたいと考えております。この根拠になりますのが、産業ビジョン推進委員会の規則の第8条第1項に基づきまして、こちらの方で、こちらの推進委員会の中で、部会を設置することができるというふうに規定されておりまして、部会の任期は1年とするという点が決まっておりますので、それに基づきまして、今回、審査会を設置させていただこうと考えております。組織としましては、第2条のところで、審査会は、次に掲げる委員をもって構成するということで、まず、委員長につきましては、佐々木委員長にそのままなさせていただきたいと考えております。それとあと、二人目が、池田泉州銀行、先ほども説明さしあげました、提携しております関係もありますのでそちらの方から推薦された方を一名、それから、独立行政法人中小企業基盤整備機構から、これは街づくりの関係の組織になるんですけども、そちらの方から推薦された人を一名、それから、中小企業診断士の資格を有する者ということで、一応4名体制で審査会の方を立ち上げさせていただきたいと思っております。一応、この要領につきましては、本日ご承認いただけたら、本日付で施行させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ただいま、審査会の要領につきまして、案をご説明いただきました。何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

(委員)

異議なしです。

(委員長)

それでは、この要領案ご承認 いただけますでしょうか。

(委員)

はい

(委員長)

どうもありがとうございました。後は、また事務局の方でお進めいただけますように、よろしく願いいたします。それでは、一応、これで議事2つの方は終了いたしました。次、その他とありますが、事務局の方、何かございますでしょうか。

(事務局)

産業ビジョンの任期でございますけれども、今回の任期が平成24年3月26日から、この末、平成26年3月28日までとなっております。誠に申し訳ございませんが、事前に、各所属団体さん等々の方には、引き続き推薦をお願いしたいということで、ご依頼をさせていただいて、その中で、委員さん、そのまま継続の方もいらっしゃるれば、本日で、変わられるかたもいらっしゃる形になろうかと思っております。次の開催日というのが、具体的に申し上げますと、年期途中になるか、この時期になるか検討中でございますので、また、審査部会とかがあれば、また変わってくると思っておりますので、その辺のところは、また事務局の方にお任せいただきたいと思いますのですが、とりあえず、改めまして、申し訳ないですが、新しい委員さんにつきましては、郵送で辞令の方は送らせていただく形になろうかと思っております。また、開催については改めて送らせていただきますけれども、そういう形で、お願いします。各団体さんの方での推薦もありますので、私共の方の意志はなかなか通用しないところがございますけれども、そういう形で、引き続きの方はよろしくいただけますよう、よろしく願いいたします。また、今回で終わられる方であれば、特に、昨年は本当にご協力いただきましたこと、感謝しておるつもりでございます。事務報告的になって申し訳ございませんけれども、よろしく願いいたします。

(委員長)

どうもありがとうございました。これで、すべての議事の方は終了ですが、何かもしご意見等ございましたら、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、約2時間になりますが、本日も誠にありがとうございました。先ほど事務局の方からご説明いただきましたけれども、一応現この推進委員会の委員の皆様方の任期がこの年度末で終了ということになります。本当にありがとうございました。特に、今期に関しましては、この非常に立派な川西市産業ビジョン、こちらの作成の方に大変ご尽力いただきました。いろいろなご意見いただきながら、非常にいい形で、いいビジョンの方ができたと思っております。これはもうビジョンできた時にいつも申すことですが、やっぱり仏作って魂入れなければ、何の意味もございません。今日は一年経過して、その報告をしていただきましたけれども、これからまた2年、3年、どういった状況で、川西市の産業が動いているのか、そしてビジョンの実行性がどこまで担保されているのか、そこを委員の皆様方には、また厳しい意見で諮っていただければと思っておりますので、また、引き続きお願いされている委員の方もいらっしゃる方もおられると思っておりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日、そして、任期中、誠にありがとうございました。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。